

便座用除菌剤吐出装置借入仕様書

業務名称：城東区複合施設便座用除菌剤吐出装置借入

業務場所：大阪市城東区内

業務期限：令和8年4月1日～令和9年3月31日

1 業務目的

除菌剤での便座拭き取りにより二次感染を予防し、トイレ環境を良好な状態に保つことによって、施設の維持管理に供することを目的とする。

2 業務対象

大阪市城東区内施設

設置箇所及び設置個数は別紙による。

3 業務項目

- (1)便座用除菌剤吐出装置の設置業務
- (2)便座用除菌剤吐出装置の保守点検及び薬剤等の交換業務

4 業務仕様

- (1)便座用除菌剤吐出装置（以下「装置」という。）は借用とする。
- (2)装置の設置及び保守点検は、本仕様書に基づき実施する。ただし、本仕様書に記載のない事項は施設管理者と協議の上決定すること。
- (3)装置の破損及び故障に対する処置は、原則として受注者の負担とする。なお、その他については、発注者及び受注者の協議とすること。

5 性能、品質

- (1)装置は、両面テープにて壁面設置とすること。
- (2)装置は、耐圧容器を使用しないこと。
- (3)除菌剤は、液体でスプレイ方式であること。
- (4)除菌剤は、各種細菌に対する増殖抑制効果があること。また、新型コロナウイルス及びネコカリシウイルス（ノロウイルス代替ウイルス）に対する不活化効果がある成分が含有されて

いること。

- (5) 除菌剤は、耐着火性能を有すること。
- (6) 除菌剤は、各種繊維・便座・皮膚への影響がないこと。

6 保守点検

- (1) 保守点検は、受注者が派遣する専門技術を有した作業者（以下「作業者」という。）が行うこと。
- (2) 保守点検は、装置を良好な状態で使用できるように、除菌剤等の消耗品の交換、装置本体の清掃及び調整を最低年間18000回以上使用できることを基準とし、除菌剤が無くならないよう点検周期を決定すること。※使用量が多いと推測できるため。
- (3) 保守点検中に発生したゴミ類は全て持ち帰り、リサイクル法並びに廃棄物処理法に準じて適正な処理を行うこと。
- (4) 装置の破損及び故障等の緊急事態が発生した場合には、直ちに作業者を派遣し、必要な処置を行うこと。

7 環境配慮義務

- (1) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（通称「リサイクル法」）の対象物のリサイクル処理については同法の該当条項を誠実に履行すること。
- (2) 「ISO9001」並びに「ISO14001」に対して国際標準化機構の認証もしくは、自己適合宣言をしていること。
- (3) 地球温暖化防止に対し、CO₂削減等の問題に配慮すること。
- (4) 環境負荷の低減化を製造段階から積極的に推進すること。

8 その他

- (1) 保守点検の実施に当たっては、作業内容、作業日程等について施設管理者と協議し、承諾を得ること。
- (2) 受注者は、必要に応じて、作業内容、作業日程、作業責任者、連絡先及び作業届を施設管理者へ提出すること。
- (3) 作業者は、作業時において社員証を携帯し、自社の制服（作業服）を着用すること。
- (4) 作業者は、使用者の妨げとならないように注意すること。
- (5) 受注者は、契約終了後、遅延なく装置を取り外し、原状復帰を行うこと。

(6) 業務遂行上に必要な工具、物品及び安全用具は、受注者の負担とすること。

○事前提出書類

事前に下記の書類を提出し、製品の適正審査を受けること。

- ・ 使用薬剤の SDS (安全データシート)
- ・ 試験報告書 (除菌剤の各種細菌に対する増殖抑制効果試験、耐着火性能試験、皮膚一次刺激性試験、各種繊維・便座への影響試験)
- ・ ISO 認証書または自己適合宣言書
- ・ カタログ 1 部